

西大台地区利用適正化計画（案）の骨格と基本的考え方について

1. 西大台地区利用適正化計画（案）の基本的な考え方

本計画案は、「国立公園における利用の適正化を図るための計画の作成について」（環境省自然環境局長通知・平成16年1月14日付け環自国発第040114001号）に基づき、西大台地区の利用調整に関する各種事項について定めるものである。計画の策定においては、以下の点に留意して、とりまとめるものとする。

①大台ヶ原自然再生推進計画の理念、基本方針に基づく計画とすること

大台ヶ原全体の自然再生に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」（平成17年1月、環境省）が策定されており、西大台における利用調整地区の指定については「新しい利用のあり方」推進のための施策として位置づけられている。そのため各種事項については、大台ヶ原自然再生推進計画の理念、基本方針を踏まえた内容とする。

②モニタリング結果に基づいた適切な計画の見直し

大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の例は全国的にも少ないことから、立入り認定の手続きや利用適正化の方法については、基本的な考え方を定めつつ、モニタリングの結果を鑑み、計画内容の適切な見直しを行っていくものとする。

このことから、認定基準等についても当面は極端な制限は行わないこととし、理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。モニタリングの評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを構築していく。

上記の点に留意するとともに、西大台地区の自然や利用の状況、保護および利用の課題や問題点について検討を行い、利用適正化計画により達成すべき目標を、以下のように設定した。

利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を指定し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承すること

2. 西大台地区利用適正化計画（案）の検討項目

西大台地区利用適正化計画の策定にあたっては、以下の諸点を中心として検討を行った。

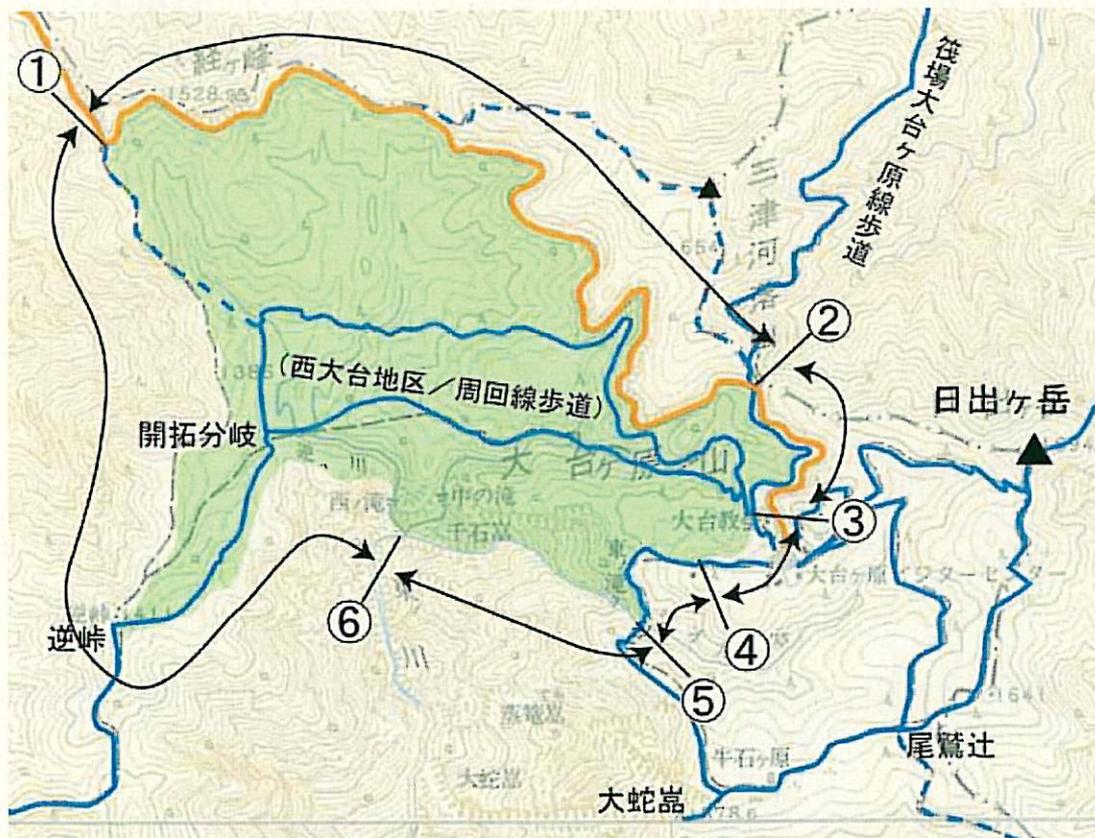
(1) 利用調整地区の区域

以下の諸点を基本的な考え方として、利用調整地区の区域について検討した。

- ①大台の周回線歩道を含み核心的な自然環境を有する地区であること
- ②完全な利用禁止ではなく、より質の高い自然体験を享受することが可能な区域であること
- ③利用者の出入りをコントロールし、適切に管理することが現実的に可能であること

その結果、特別保護地区かつ環境省所管地である下図の範囲（450ha）を利用調整地区の区域として設定することとした。

なお、ドライブウェイ北側（三津河落山斜面）については、将来的に区域を拡張することも含めて、今後の検討課題とした。



- ①～⑥ 土地所有界 ⇒ 国有地と民有地・村有地の境界（東ノ川～逆峠～経ヶ峰）
- ⑥～⑤ 河川敷（除）界 ⇒ 東ノ川右岸
- ⑤～④ 道路（歩道）敷（除）界 ⇒ 大台ヶ原周回線歩道を除く
- ④～③ 土地所有界 ⇒ 国有地（環境省）と県有地の境界
- ③～② 道路（歩道）敷（除）界 ⇒ 筏場大台ヶ原線歩道を除く
- ②～① 道路（車道）敷（除）界 ⇒ 大台ヶ原公園川上線（ドライブウェイ）を除く

図1 利用調整地区の区域

(2) 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道路であるドライブウェイ（県道）の開通期間にほぼ一致することから、同一の期間を対象とすることとし、以下の期間とした。

ドライブウェイ開通期間にあたる毎年4月から11月末の間で年度毎に定める。

なお、具体的な月日については、気象条件等を踏まえたドライブウェイの状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、毎年度ごとに定めることとした。

(3) モニタリングのあり方

西大台地区利用適正化計画における計画目標の達成状況について検証し、その結果に基づいて適切な計画内容の見直しを行っていくためのモニタリング計画（案）を検討中である。

(4) 立入の認定基準

利用調整地区に立入ろうとする者は、環境大臣（指定認定機関が指定されている場合、指定認定機関）の認定を受ける必要があり、「認定基準」に適合している必要がある。

申請にあたっては、「認定基準」の遵守を約する書面の添付が義務づけられている。

認定基準には、以下の5項目がある（自然公園法施行規則第13条の4）。

→ (1) 人数、(2) 期間の制限、(3) 禁止行為、(4) 注意事項、(5) その他の基準

西大台利用調整地区については、利用者の「量の適正化」と「質の改善」を両輪として進める観点から、このうち、(1)、(3)及び(4)を定めることとし、人数の上限等の設定と、禁止行為、注意事項等として定められるルールの遵守によって、利用の適正化を図ることとした。

なお、当面、期間の制限（日数の上限、立入り可能日の設定等）は定めないが、モニタリングの結果や管理運営の状況をふまえ「認定基準」については、必要に応じ追加・修正を行うこととする。

1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導することを基本的な考え方とした。

(ア) 1日あたりの総利用者数の上限

平成17年度の利用状況調査のデータに基づいて、以下の観点から検討を行った。

- ・繁忙期（GW、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。
- ・ただし、繁忙期（GW、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定して上限を設定する。

その結果、次のように1日あたりの総利用者数の上限を設定した。

- ◆繁忙期の土日祝日：100人
- ◆繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝日：50人
- ◆繁忙期以外の平日：30人

(イ) 1グループあたりの人数の上限

1グループあたりの人数の上限については、一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えること、静かな雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができること、また、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数などを考慮し、以下のように設定した。

1グループの人数の上限：10名

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限の設定や、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）の利用者数の上限の設定などを、モニタリングの結果や利用状況等を踏まえて検討していく必要がある。

2) 禁止行為

利用調整地区に共通の禁止事項として以下の行為が定められている。

表1 全ての利用調整地区に共通の禁止事項

| 項目 | 自然公園法施行規則（第十三条の四）の表現 |
|--------------------|--|
| 生きた動植物の持ち込み | 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。 |
| 野生動物への給餌 | 野生動物に餌を与えること。 |
| 野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等 | 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国立公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。 |
| ごみ等の廃棄 | ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。 |
| 球技等の野外スポーツ | 球技その他これに類する野外スポーツをすること。 |
| 花火、拡声器等の使用 | 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。 |

西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが、違法行為等も報告されている。このため、以下の点を禁止行為として定めることとした。

採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込み

なお、禁止事項については、必要に応じて追加・修正を行うこととする。また、以下の禁止行為については、引き続き検討を行う

- ・野生動物に影響をおよぼす方法による撮影、観察等の禁止
- ・し尿に関する禁止項目
- ・火器の使用禁止について

3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項として、以下の件を定めることとした。

- ・自己の責任における安全管理のために必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得
- ・自己の責任における安全管理の徹底
- ・事前レクチャーの受講
- ・立入り時に得た情報の管理者への報告

また、注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施することとする。

(5) 立入認定事務の実施方法

●認定を行う事務所の場所

立入認定事務については、地域に精通した組織が行うことが適切であることから、地域に精通し、継続性・公平性を有した団体を、指定認定機関として指定することを基本的な考え方とした。

認定事務は、この指定認定機関の所在地において行うこととした。また、その所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とすることとした。

●受け付けの方法および人数の調整方法

受け付けの方法等については、以下を基本とした。

- ・立入認定の申請は、事前申込みによるものとする
- ・申請書の他、事務手数料（1人1,000円を上限）が必要
- ・申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う

なお、インターネットによる申請の受付については、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

(6) 本人確認、事前レクチャー等

利用マナーの徹底を図るとともに、利用の安全性を確保し、より質の高い利用を推進していくために、立入認定者に、大台ヶ原の自然・歴史・文化についてのレクチャーの受講を義務付けることとした。

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参し、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて認定者本人である確認を受けた上で、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならないものとした。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンターで、毎日2回程度実施することとし、同一年度内に受講歴のある者等については、レクチャーを免除すること等について検討した。

なお、山麓からの登山者に対しては、山上のビジターセンターでレクチャーを受けることが困難なため、認定証の交付と同時に、注意事項等を郵送するなどの対応を検討する。

(7) 利用者の指導

利用者の指導については、大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、巡視等によって地区内の状況を把握し、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させていくこととした。

また、巡視については、箇所、頻度等を定めた巡視計画を毎年度ごとに定め、西大台地区利用適正化協議会の構成員はそれぞれの役割に応じて巡視、指導等を行うとともに、年に数回、協議会主催の合同パトロールを実施することとした。

(8) ガイド制度

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的である。そのため、立入にあたり、大台ヶ原の自然等を熟知したガイド等の随行を推奨することとした。

現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、大台ヶ原におけるガイド制度のあり方や推奨の仕組み等について検討し、ガイド制度の整備と人材育成に向けて関係機関との協議を進めていくこととした。

(9) 利用施設の整備及び管理

利用調整地区の所在、行為規制等に関する「公園利用者への周知」、「境界位置の明確化」を図るため、利用調整地区に関わる施設の整備について検討を行った。

大台ヶ原駐車場からの入口部分等にはゲートを設置し、境界線沿いには境界表示札等を設置することとした。また、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する意匠とすることとした。

3. 西大台地区利用適正化計画（案）の構成

西大台地区利用適正化計画（案）の構成は、以下の通りである。

| | | | |
|--|---------------------------|--|--------------|
| 1. 背景 | | | |
| 1-1. 西大台地区の自然の概況 | 1-2. 西大台地区の利用の状況 | 1-3. 関係法令の指定及び各種計画の策定状況 | |
| 1-4. 保護及び利用の問題点、課題 (1) 大台ヶ原の課題 (2) 西大台地区の課題 ①森林衰退の兆候 ②利用圧の増加傾向 ③利用マナーの低下 ④自然体験の質の低下 | | | |
| 2. 基本方針 | | | |
| 2-1. 利用適正化計画により達成すべき目標 相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を指定し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承すること | | | |
| 2-2. 利用のあり方に関する基本方針 | 2-3. 自然環境の保護及び管理に関する基本方針 | 2-4. 利用施設の整備及び管理に関する基本方針 | |
| 3. 利用調整地区の指定 | | | |
| 3-1. 名称：西大台利用調整地区 | 3-2. 期間：ドライブウェイ開通期間の4～11月 | | |
| 3-2. 区域 ・周回線歩道を含み核心的な自然環境を有する地区 ・利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが可能な区域 | | | |
| 4. モニタリング | | | |
| 4-1. 指標等の設定 | 4-2. モニタリングの方法 | 4-3. モニタリングデータの評価 | 4-4. 報告および公表 |
| 5. 立入り認定の手続き | | | |
| 5-1. 認定基準 (1) 人数 ①1日あたり 繁忙期の土日祝：100人 繁忙期の平日、繁忙期以外の土日祝：50人 繁忙期以外の平日：30人 ②1グループあたり：10人 (2) 禁止行為その他の基準 ・共通事項+採集・捕獲のための道具の持ち込み禁止 (3) 注意事項 | | 5-2. 立入り認定事務の実施方法 ・事前申込み等 | |
| | | 5-3. 本人確認、事前レクチャー等 ・本人確認、事前レクチャー受講の義務付け | |
| | | 5-4. 利用者の指導 ・利用調整地区の周知徹底、地区内の状況についての情報収集 ・年度ごとの巡視計画の策定 | |
| 6. 自然ふれあいプログラム | | | |
| 6-1. 自然ふれあいプログラムの作成等 | | 6-2. ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成 ・ガイド推奨の仕組みの整備と人材育成の促進 | |
| 7. 自然環境の再生・復元 ・大台ヶ原自然再生推進計画に基づき、自然環境の再生、復元に資する取組みを推進 | | 8. 利用施設の整備及び管理 ・入り口部分へのゲートの設置、境界線沿いにおける柵、柵の配置 ・野生動物や景観への配慮 | |
| 9. 今後の課題 ・利用調整地区の区域の検討 ・モニタリング等を踏まえた利用適正化手法の検討 ・ガイド推奨の仕組みの検討 ・利用可能な区域の検討 | | | |